## 身体障害者診断書・意見書(ぼうこう又は直腸の機能障害用)

## 総括表

氏 名		年	月	日生	男	· 女	
住 所							
① 障害名(部位を明記)							
② 原因となった 変病・外傷名			その他の事 先天性,そ			)	
③ 疾病・外傷発生年月日 年	月 日	・場所					
④ 参考となる経過・現症(レントゲン及び検査所見を含む。)							
障害固	定又は障害の	雀定(推)	定)	年	,	月 日	
⑤ 総合所見							
			呼来再認定 再認定の時		要 ・ 年	1 202	
⑥ その他参考となる合併症状							
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付っ	<del>}-</del>						
	<i>?</i> o						
年 月 日 病院又は診療所の名称							
所 在 地							
診療担当科名 	科	医師!				即	
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する。 (級相当) ・該当しない。							
注意 1 障害名には現在起っている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害 等を記入し、原因となった疾病には、角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因と							

2 障害区分や等級決定のため、山梨県社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分について問合

なった疾患名を記入してください。

せする場合があります。

## [記入上の注意]

・「ぼうこう機能障害」、「直腸機能障害」については、該当する障害についてのみ記載し、両 方の障害を併せもつ場合には、それぞれに記載すること。

記述すること。	すること。 いては、該当する項目の□にレを入れ、必要事項を 「尿・排便のための機能をもち、永久的に造設され
1 ぼうこう機能障害	
□ 尿路変向(更)のストマ	
(1) 種類・術式	(2) ストマにおける排尿処理の状態
( □ 腎瘻 □ 腎盂瘻 □ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ □ ■ □ ■ □ ■	○ 長期にわたるストマ用装具の装着が困難な 状態の有無について
□ □ 回腸(結腸)導管 □ その他[ □ ]	□ 有 (理由)
②術式: []	
	の著しいびらんがある(部位、大きさに ついて図示)
	<ul><li>□ ストマの変形</li><li>□ 不適切な造設箇所</li></ul>
(ストマ及びびらんの部位等を図示)	
□ 高度の排尿機能障害	
(1) 原因	(2) 排尿機能障害の状態・対応
□ 神経障害 (□ 先天性:[]	□ カテーテルの常時留置
- (例:二分脊椎 等) □ 直腸の手術	□ 自己導尿の常時施行
・術式: [] ・手術日: [ <u>年月</u> ]	□ 完全尿失禁
□ 自然排尿型代用ぼうこう	□ その他
・術式: [] ・手術日: [ <u>年月</u> ]	

2 直腸機能障害	
□ 腸管のストマ	
(1) 種類・術式	(2) ストマにおける排便処理の状態
<ul> <li>②標類</li> <li>□ 上行・横行結腸ストマ</li> <li>□ 下行・S状結腸ストマ</li> <li>□ その他 []</li> <li>②術式: []</li> <li>③手術日: [年月日]</li> <li>(ストマ及びびらんの部位等を図示)</li> </ul>	<ul> <li>○ 長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について</li> <li>□ 有 (理由)</li> <li>□ 軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある(部位、大きさについて図示)</li> <li>□ ストマの変形</li> <li>□ 不適切な造設箇所</li> </ul>
□ 治癒困難な腸瘻	
(1) 原因	(3) 腸瘻からの腸内容の洩れの状態
(1) 放射線障害 □ 疾患名:[ ]	□ 大部分
」	□ 一部分
② その他 □ 疾患名: []	(4) 腸瘻における腸内容の排泄処理の状態
(2) 瘻孔の数: [	□ 軽快の見込みのない腸瘻周辺の皮膚の著 しいびらんがある(部位、大きさについて図 示)
*	□ その他
(腸瘻及びびらんの部位等を図示)	

□ 高度の排便機能障害						
(1) 原因	(2) 排便機能障害の状態・対応					
□ 先天性疾患に起因する神経障害	□ 完全便失禁					
[] (例:二分脊椎 等)	□ 軽快の見込みのない肛門周辺の皮膚の著しいびらんがある					
□ その他 □ 先天性鎖肛に対する肛門形成術 □ 手術日: [ <u>年 月 日</u> ] □ 小腸肛門吻合術 ■手術日: [ <u>年 月 日</u> ]	□ 週に2回以上の定期的な用手摘便が必要 □ その他					
3 障害程度の等級						
(1級に該当する障害)						
便・排尿処理が著しく困難な状態がある	を併せもち、かつ、いずれかのストマにおいて排 もの おける排便処理が著しく困難な状態及び高度の排					
尿機能障害があるもの						
□ 尿路変向(更)のストマに治療困難な腸	ない できまる できまる かって マンス トマにおける 排尿処理が					
著しく困難な状態又は腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態があるもの						
□ 尿路変向(更)のストマをもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態及び 高度の排便機能障害があるもの						
□ 治療困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻に 高度の排尿機能障害があるもの	おける腸内容の排泄処理が著しく困難な状態及び					
(3級に該当する障害)						
□ 腸管のストマに尿路変向(更)のストマ	を併せもつもの					
□ 腸管のストマをもち、かつ、ストマに 尿機能障害があるもの	おける排便処理が著しく困難な状態又は高度の排					
□ 尿路変向(更)のストマに治療困難な腸	ゑ。 瘻を併せもつもの					
□ 尿路変向(更)のストマをもち、かつ、 高度の排便機能障害があるもの	ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態又は					
□ 治療困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻お	がける腸内容の排泄処理が著しく困難な状態又は高					
度の排尿機能障害があるもの						
□ 高度の排尿機能障害があり、かつ、高	度の排便機能障害があるもの					
(4級に該当する障害)						
□ 腸管又は尿路変向(更)のストマをもつもの						
□ 治療困難な腸瘻があるもの						
□ 高度の排尿機能障害又は高度な排便機能障害があるもの						